# ASAHI NEWS

令和2年3月10日
第120号

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

## ■■■ ３月の主な予定 ■■■

### 税務・会計

平成31(令和元)年分：所得税の確定申告期限:4月16日
（新型コロナウィルス感染症の拡大防止の観点により3月16日より1ヶ月延長）

平成31(令和元)年分：贈与税の申告期限:4月16日（ 同上 ）

平成31(令和元)年分：消費税(個人)の確定申告期限:4月16日（ 同上 ）

### 経営・経済

3月12日：法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)

3月18日：貿易統計発表(財務省)

3月19日：全国消費者物価指数発表(総務省)

3月26日：EU首脳会議(ブリュッセル、27日まで)

3月26日：米・第4四半期GDP確定値発表(商務省)

3月31日：有効求人倍率発表(厚労省)

3月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)

ASAHI NEWS （資産税）
令和2年3月10日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

# 所有者不明土地の使用者に課税が可能に

所有者不明土地が社会問題になっています。不動産登記簿だけで所有者が判明しないか、連絡がつかない土地を所有者不明土地といい、現在、全国に410万ヘクタールあると言われています。既に九州の面積370万ヘクタールを上回っています。土地所有者に相続が発生しても、そのままにしておいたり、相続に伴う登記をしなかったことが発生原因となっています。有識者研究会では、このまま対策をしないと令和22年には北海道の面積に相当する約720ヘクタールまで所有者不明土地が増えると推計しており、固定資産税の徴収がより困難になると予想されています。

そこで、令和2年度の税制改正法案では、固定資産税における所有者不明土地対策として、①現所有者（相続人等）の届出を義務付け、②また使用者を所有者とみなす制度の拡大が予定されております。

## 土地利用の不公平さに歯止め

固定資産税の納税の義務があるのは、登記簿上の固定資産の所有者です。そのため、所有者が死亡しても相続登記がなされず、新たな納税義務者である所有者を特定できない場合には、固定資産税を徴収することができません。また、その土地を借りて居住していている人、店舗の営業を行っている人がいても、その土地の利用者に対して、市町村は固定資産税を課税できません。そこで、税制改正によって、固定資産税を払わずに土地を使える状況に歯止めをかける措置が講じられることになりました。

## 固定資産税における税制改正案

所有者不明土地にかかる固定資産税の不徴収への課題を、次の2点で対応します。

### ① 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間における現所有者（相続人等）に対して、市町村は条例により、氏名・住所など必要な事項を申告させることができるようになります。

※固定資産税における他の申告制度と同様の罰則が設けられます。

### ② 使用者を所有者とみなす制度の拡大

住民票・戸籍等の公簿上の調査や、使用者と思われる者・その他関係者への質問等をおこなっても、なお固定資産の所有者が一人も明らかとならなかった場合には、事前にその固定資産の使用者に通知した上で、使用者をその固定資産の所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、使用者に固定資産税を課することができるようになります。

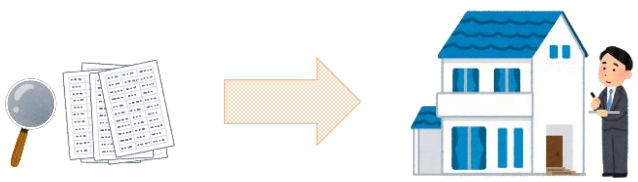


## 適　用　時　期

① 令和2年4月1日以降の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用

② 令和3年度以降の年度分の固定資産税から適用

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

ASAHI NEWS（法人税）
令和2年3月10日発行

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

# グループ通算制度への移行 ～連結納税制度の見直し～

企業グループを一体と考えて親会社と100%子会社の所得通算等を行ういわゆる「連結納税制度」について、事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持しつつ、親会社、100%子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」が見直されます。概要は以下の通りです。

## グループ通算制度への移行

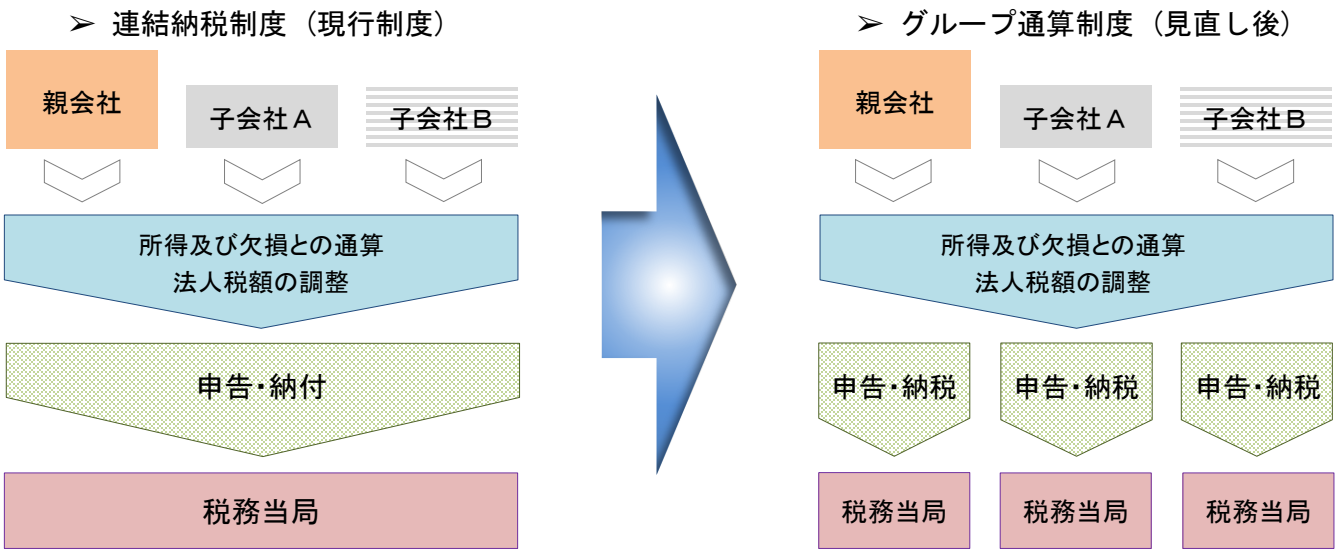


連結納税制度では、親会社にて申告納税を行うため、事務負担が大きかったが、グループ通算制度においては、親会社及び子会社それぞれにて申告納税を行うため、グループの事務負担が軽減されることになります。

## 主な見直し論点

| 項目 | 現行 | 改正案 |
|---|---|---|
| 申告・納付 | 親法人が連結所得に対する法人税の申告・納付 | 親法人及び各子法人が法人税の申告・納付 |
| 電子申告 | 令和2年4月1日以後開始する事業年度より、大法人については電子申告による提出が義務化 | グループ通算制度の適用法人については、電子申告による提出が義務化 |
| 経過措置 | ― | 連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度において、グループ通算制度の承認とみなされる。 |
| 損益通算 | 連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループ一体として計算 | 欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入<br>損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入 |
| 税率 | 連結親法人の適用税率 | 通算グループ内の各法人の適用税率<br>中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を各所得法人の所得の金額の比で配分した金額 |
| 欠損金 | 改正案では、親会社の欠損金について、一部制限し、制度開始・加入時において組織再編税制と整合性をとるような改組を行っている。また、子法人については、制度開始・加入時においては、原則的に時価評価を行い、欠損金の一部若しくは全部の切捨て（ただし、一定の要件を満たす場合は、自己の所得の範囲内で引継ぎが可能）が行われ、組織再編税制との整合性もとった改正も行われている。 | |
| 税額控除 | 研究開発費税制・外国税額控除等の取扱いは改正後も原則的に維持 | |

令和元年12月12日公表の令和2年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。